

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年11月27日)

【件名】

- 1 子育て王国とっとり条例（仮称）に係るパブリックコメント等の実施結果及び条例原案について

（子育て応援課）…… 1

福 祉 保 健 部

子育て王国とっとり条例（仮称）に係るパブリックコメント等の実施結果
及び条例原案について

平成25年11月27日
子育て応援課

「子育て王国とっとり条例（仮称）」に係るパブリックコメント等を実施したところ、県民の皆様から多くの意見をいただきましたので、その概要を報告します。

なお、いただいた意見について11月7日（木）開催の懇話会で対応方針について検討していただき、その検討結果をふまえ条例の原案を作成しました。

1 パブリックコメント等の実施状況

(1) パブリックコメント 10月10日（木）～10月27日（日）

(2) 県民説明会（タウンミーティング）

区分	日 時	会 場	参加者数
東部	10月14日（月・祝）午前	とりぎん文化会館	9人
中部	10月14日（月・祝）午後	倉吉体育文化会館	4人
西部	10月12日（土）午後	ふれあいの里	14人

(3) 市町村との意見交換会

区分	日 時	会 場
東部	10月16日（水）午後	県庁
中部	10月17日（木）午前	中部総合事務所
西部	10月17日（木）午後	西部総合事務所

(4) 労働局への訪問説明 10月18日（金）

(5) 鳥取大学との意見交換会（未来づくり推進局主催） 10月29日（火）

(6) 商工会議所等への訪問説明 10月18日（金）～10月30日（水）

地区	訪問先
全県	鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会 鳥取県経営者協会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会
東部	鳥取商工会議所
中部	倉吉商工会議所
西部	米子商工会議所、境港商工会議所

(7) 県政参画電子アンケート 10月25日（金）～11月5日（火）

- ・テーマ：子育て王国とっとりに関するアンケート
- ・対象：県政参画電子アンケート会員
- ・回答：342／467名（73.2%）
- ・結果：「子育て王国とっとりに関するアンケート」調査結果 …… 別添①を参照

(8) 市長会・町村会 11月11日（月）町村会役員会で説明（市長会へは文書照会）

2 いただいた意見の件数

(H25. 11. 12 現在)

区分	意見の件数	
	実人数(人)	延べ件数(件)
(1)パブリックコメント	40	118
(2)タウンミーティング	14	49
(3)市町村との意見交換会	15	88
(4)労働局	1	3
(5)鳥取大学	1	3
(6)商工会議所等	—	—
(7)県政参画電子アンケート	342	342
(8)市長会、町村会	3	3
計	416	606

3 いただいた主な意見と対応方針案

(1) 条例全体について

意見の内容	対応方針案
①現行の子育て王国とつとりプランがもう少しで終わることは知っていたので、その後どうなるかと心配していたため、こういった条例ができると知ってほっとしている。内容は多岐にわたつていろいろ練られていると思った。<東部タウンミーティング>	御理解ありがとうございます。条例の基づく具体的な施策・事業を着実に実施していきます。
②子育て王国といつてもまだ十分に充実してはいないと思うので、早く条例を具体的に実行してほしいと思いました。<電子アンケート>	
③条例ができることによって、市町村の負担が増加するのか。<市町村意見交換会>	条例制定により直ちに負担が増えるわけではないが、制定後の具体的な事業（取組）については、市町村と意見を交換しながら検討していきます。
④条例の名称が（仮称）とあるが、今の名称の他に案があるか。条例の名称は重要で、名称を見て、内容を見ようということにもなると思う。<西部タウンミーティング>	条例の名称をどうするかは重要なことであり、今後、条例成案を作成する中で「子育て王国とつとり条例」を基本として議論をしていきます。
⑤子育て王国とつとりプランという計画があるのに、条例は必要なのでしょうか？<パブリックコメント>	県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務・役割の内容と、重点的に取り組む施策を、県民の総意として、法規範となる条例で定めることにより、子育て環境の整備をより着実に進めていきます。
⑥条例制定には唐突感がありますが、悪いことではないと思います。子育て王国鳥取県をぜひ作ってください。<パブリックコメント>	
⑦1年前に鳥取に引っ越しして来て「子育て王国とつとり」という言葉はよく目や耳にしていましたが、内容までは知りませんでした。今回条例案を拝見して、子育て環境を県全体で取り組むというのが良いと思いました。	

(2) 前文について

意見の内容	対応方針案
①段落数が多いため箇条書のように見え、県の思いが伝わりにくい。いくつかの段落をまとめた方がよい。なぜ、今、この条例を制定するのかなど、条例制定の意義、効果をはっきりさせた方がよい。<パブリックコメント>	意見に留意し、前文を修正します。

②鳥取県民は「みんなで子育て」を合言葉に進めていくこととしてはどうでしょうか。<パブリックコメント>	条例制定後に作成する広報物等の中で反映します。
----------------------------------------------------	-------------------------

(3) 目的について

意見の内容	対応方針案
①「子どもを取り巻く環境」も変化しているということについても入れた方がよい。<パブリックコメント>	「子どもを取り巻く環境」の変化は、前文に盛り込むこととします。
②子どものしあわせのためにという目的を入れて欲しい。<パブリックコメント>	新条例は少子化対策を軸にする子育て支援の流れの中で子育て環境の整備を図るため制定しようとしており、その根底には、子ども、保護者、社会のしあわせがあります。

(4) 定義について

意見の内容	対応方針案
①PTAはどう位置づけられるのか。<パブリックコメント>	PTAは、保護者と教職員で組織する任意の団体であり、子育て支援団体のひとつと考えています。
②校区における地域運営学校や学校支援地域本部の委員、また近隣の人々はどこに区分されるのか。<パブリックコメント>	「県民」と考えています。
③子育て支援には個人的にかかわる人もいるため「支援者（団体）」としてはどうか？例えば地域で託児をしてくれる人（個人）、民生委員など。<パブリックコメント>	子育て支援団体は子育て支援という共通の目的を持った複数人の集まりであり、子育て支援に関して期待されるところが大きいことから、個人をひとまとめにすることは適切でないと考え、個人は「県民」としています。

(5) 基本方針について

意見の内容	対応方針案
①「最高の」支援というのは良いと思う。それぞれの家庭環境、経済環境に応じた最高のものを提供してもらいたい。平等の最高ではなく、それぞれの環境を考慮した最高なら意味があると思う。<西部タウンミーティング>	「最高の支援」は、読んだ方により感じ方が異なり、誤解を生む可能性があるとの意見があり、他に適切な言葉がないか懇話会の意見を伺ったところ、「最善」という言葉が良いのではないかという意見が出ました。今後これら意見をもとに検討します。
②「最高の」支援というと、これだけ不満を持っている人が多いと、求められるものも大きくなると思うので、付けない方が良いのではと思う。<東部タウンミーティング>	
③「最高の支援」は「適切な支援」くらいでいいのではないか。その人に合った必要な支援が受けられたらいいのではないか。<市町村意見交換会>	

(6) 責務・役割について

意見の内容	対応方針案
県の責務 ①子育て王国条例により、県としての子育ての責任を明確化されたことは大変意義深いことと思う。<鳥取大学>	引き続き「子育て王国鳥取県」の実現のため努めています。
市町村の責務	市町村は、児童福祉法など関係法令を見ても、子育て支

<p>②県を「責務」とするなら、市町村も「責務」とすべき。そこを強調してほしい。<西部タウンミーティング></p>	<p>援の中核的存在であることは間違いないく、県と市町村のそれぞれの責務を基本とし、協調して子育て支援に取り組むこととします。</p>
<p>③「地域の実情や将来計画等に応じた施策を、地域の特性を生かしながら」としてほしい。<パブリックコメント></p>	<p>「地域の特性を生かし」を加筆修正します。計画に応じたについては既に盛り込んでいます。</p>
<p>④基本方針には協働についての記載があるが、それぞれの責務(役割)の部分についても特に強調する意味を込めて協働を入れてもらいたい。<西部タウンミーティング></p>	<p>「市町村の役割」と「子育て支援団体の役割」のそれぞれに、互いの連携が図られるよう加筆修正しました。</p>
<p>⑤なぜ市町村の責務を県に決められなければならないのかという意見がある。<市町村意見交換会></p>	<p>市町村は、児童福祉法など関係法令を見ても、子育て支援の中核的存在であることは間違いないく、県と市町村のそれぞれの責務を基本とし、協調して子育て支援に取り組むこととします。</p>
<p>保護者の役割</p> <p>⑥保護者は責務でいいのではないか。役割だと少し弱くなるのではないか。<市町村意見交換会></p>	<p>保護者については、「役割」と「責務」の両方の意見がありますが、懇話会では、行政は責務とし保護者・県民等は役割として、負担感・重圧感を増さないようにしてはどうかとの意見が出ました。今後これら意見をもとに検討します。</p>
<p>⑦保護者の役割が3番目にきているが、保護者の果たすべき重要度が低下してしまうのではないか。まずは保護者がいて、保護者ができないところを行政や地域や団体が支えるのではないか。保護者を一番最初に持ってきてはどうか。<市町村意見交換会></p>	<p>意見の趣旨は理解できるが、本条例では、まず行政機関の取組姿勢を表すことが重要と考えており、県→市町村→保護者→子育て支援団体→県民→事業主 の順とします。</p>
<p>子育て支援団体の役割</p> <p>⑧子育て支援団体のネットワークに関わってくれない市町村があるので、市町村の連携について条例に記載して欲しい。連携については、子育て支援団体と市町村の両方に記載して欲しい。<西部タウンミーティング></p>	<p>「市町村の役割」と「子育て支援団体の役割」のそれぞれに、互いの連携が図られるよう加筆修正しました。</p>
<p>県民の役割</p> <p>⑨「それぞれの立場でできることを考え、協力していく」という内容を入れたい。<パブリックコメント></p>	<p>意見の内容を入れると、県民への負担が大きくなるので、盛り込まないこととします。</p>
<p>事業主の役割</p> <p>⑩子どもの参観日のための半日休暇などは、職場では取れないのが現状なので、事業主への啓発を進めて欲しい。<中部タウンミーティング></p> <p>⑪働き方について子どものための休暇が取得できる、育休が取得できるなど、事業主に対するバックアップをして欲しい。特に小さい企業に対して取り組んで欲しい。<市町村意見交換会></p>	<p>条例の内容については、経済団体にも説明を行っているところですが、今回の条例制定後を契機として、事業主への啓発に努めていくこととします。</p>
<p>⑫「…職場の慣行、雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により…」とあるが、違和感を感じる。労働者の意識だけでなく、経営者の意識を含めた話のため、例えば「職場」に変更するなどはどうか。<労働局></p>	<p>事業主の役割を修正しました。</p>

(7) 重点的に取り組む施策について

意見の内容	対応方針案
<p>重点的に取り組む施策（1）</p> <p>①大学生と高校生、幼稚園に通っている子どもがいるが、経済的な面でも支援をお願いしたい。<東部タウンミーティング></p> <p>②若者人口増加、子育て支援のため、思いきったことをして欲しい。例えば、共働き世帯の保育料無料化。一定以上の学力があれば、地元に就職することを条件に高校大学の授業料無料化など。子育てにいくら必要か計算すると、不安で子どもを作ることができなくなる。<電子アンケート></p> <p>③保育所や幼稚園で実施している園開放等の子育て支援活動に職員体制が十分かどうか疑問。拠点の支援センターにおける子育て支援だけでなく、各幼稚園・保育園で利用できる子育て支援の組も強化して欲しい。<西部タウンミーティング></p> <p>④職員（保育士）の資質向上も大事。有資格者の保育の質の向上は、子どもの成長にもプラスになる。<市町村意見交換会></p> <p>⑤鳥取市は放課後児童クラブで見てもらえるのが小学校1～3年生までという話をよく聞きます。地域によっていろいろあると思うが、親が仕事から帰って来るまで家に子どもだけでいるのは不安なので、高学年まで見てもらえたらありがたい。<パブリックコメント></p>	<p>意見の内容は、今後、子育てに関する経済的負担の軽減策について検討する際の参考にします。【子育て応援課】</p> <p>意見の内容は、今後、保育所や幼稚園の子育て環境が改善されるよう、事業実施の参考にします。【子育て応援課】</p> <p>重点的に取り組み施策（1）ウに既に盛り込んでいます。</p> <p>意見の内容は、今後の事業実施の参考にします。【子育て応援課】</p> <p>平成27年度から国の子ども・子育て支援新制度が実施され、放課後児童クラブは6年生までが対象になる見込みです。</p>
<p>重点的に取り組む施策（2）</p> <p>⑥不妊治療への助成や、二人目の子どもに対する経済的負担の軽減など、これから生まれてくる子に対する支援をお願いしたい。<中部タウンミーティング></p> <p>⑦子どもを生み、育てることの意味や意義を学生をはじめとする若い世代に知らせることが大切。年を重ねるにつれ出産にくくなり、リスクも増えるということを知らせるべきと考えています。<電子アンケート></p>	<p>重点的に取り組む施策（2）を「不妊治療への助成」を加筆修正します。</p> <p>重点的に取り組む施策（2）エに既に盛り込んでいます。</p>
<p>重点的に取り組む施策（3）</p> <p>⑧パスポート事業を知らないお母さんもいるので周知して欲しい。協賛店からもサービス内容を周知して欲しい。<東部タウンミーティング></p>	<p>意見の内容は、今後、子育て応援パスポートが多くの方に利用いただけるよう、今後の事業実施の参考にします。【子育て応援課】</p>
<p>重点的に取り組む施策（4）</p> <p>⑨子どもを生み育てるには、働くことが重要。会社の側にも従業員を支援するだけの利益と若い人を雇い入れる余裕が必要。条例で定められても、なかなか難しいのではないか。<電子アンケート></p>	<p>条例の内容については、経済団体にも説明を行っているところですが、今回の条例制定を契機として、事業主への啓発に努めていきます。</p>
<p>重点的に取り組む施策（5）</p> <p>⑩発達障がいの子どもや、障がいの診断はないがサポートが必要な子どもは多く、放課後の居場所がない。<東部タウンミーティング></p>	<p>意見の内容は、今後、発達障がいやサポートが必要な子どもの受け皿が充実されるよう、事業実施の参考にします。【子育て応援課】</p>

(8) その他について

意見の内容	対応方針案
①子育て王国とっとり会議（仮称）に係る条項が多く、細かすぎる。この条例で一番伝えるべき部分は別の部分のはずなので、子育て王国とっとり会議（仮称）の部分はなるべく少なくした方が、全体のバランスから見ていいのではないか。<パブリックコメント>	意見に留意し、推進体制の子育て王国とっとり会議（仮称）に関する条項を整理します。
②高校生になると、子育ての悩みは多いが相談する場所がない。18歳までが条例の対象というのなら、保護者支援を充実して欲しい。<東部タウンミーティング>	意見の内容は、今後、高校生の保護者の相談する場所についてどう考えるか、事業実施の参考にします。【子育て応援課】【高等学校課】
③高齢出産した母親同士が集まれるようなところがあれば良いと思う。<東部タウンミーティング>	意見の内容は、今後、保護者の支援策を検討する際の参考にします。【子育て応援課】
④子育て支援に力をいれている企業の表彰や発表を継続して実施して欲しい<東部タウンミーティング>	意見の内容は、今後の事業実施の参考にします。【男女共同参画推進課】
⑤県外の大学等に進学している子どもたちに子育て王国とっとりの取組を周知したら、県内に就職してもらえるようにならないか。<東部タウンミーティング>	意見の内容は、県外の学校に通う子ども達の県内就職につながる新しい広報の視点があるので、今後の事業実施の参考にします。【子育て応援課】【とっとり暮らし支援課】
⑥条例の内容は素晴らしいと思うが、この内容をどうやって県民へ浸透させていくのか。<中部タウンミーティング>	条例制定については、県政だより等への掲載、広報物の作成配布、新聞・テレビなど、あらゆる方法で県民へ周知していきます。
⑦子育て家庭にこの条例を知ってもらい、県の姿勢が伝わると良い。<市町村意見交換会>	保育士の養成には努めているところですが、就職に至らない原因に保育士の待遇があると考えており、保育士の待遇改善を国に要望しているところです。いただいた意見の内容は、今後の事業実施の参考にします。【子育て応援課】
⑧保育士の確保が難しく人材バンクに登録もしているが確保できない。人材確保について、県と市町村は一体となって取り組むべきではないか。<市町村意見交換会>	新条例で設置する予定の「子育て王国とっとり会議（仮称）」で、待機児童などの状況点検や施策の点検を行っていただく予定にしています。
⑨保育士は職安に求人を出してもいい人が確保できない。県が保育士掘り起こしなどの取組をしてくれているのはわかっているが、人材確保が何とかならないか。<市町村意見交換会>	
⑩子ども子育て支援法の施行や、子育て条例の制定の機を捉えて、乳幼児からの発達段階に応じた子育てサービス（保育所、学童保育、児童養護施設）を受ける主体に、待機児童などが発生していないか、状況点検や施策の点検が必要である。<鳥取大学>	

4 第3回懇話会（11月7日開催）の概要

条例草案の記述内容について議論を行い、主な意見は以下のとおりです。

(1) 「最高の支援」について

- ・「最高」の支援は個人の感覚によるものが大きいのではないか。「適切」な支援の方がいいのではないか。
- ・「最高」という言葉には、県の意気込みが入っていると思う。「適切」な支援だと目にすっと通るが、本当にいいものを作ろうとしている気持ちが隠れてしまうのはもったいない。例えば「最善」のではどうか。
- ・「最善」のという表現が条例に記載する場合に法的に問題なければ、「最善」でのいいのではないか。

(2) 「保護者の役割（責務）」について

- ・保護者の中には、子育てをしたくても病気でできない人などいろんな事情を抱えている人もいる。責務となると少し重いのではないか。この条例は、そういった方々の子どもや保護者も他の方と同じような支援を受けられるということが根底だと思うので、役割のままでいいのではないか。

- ・幼稚園では保護者の責務（責任）という直接的な表現はなるべくしないようにしている。保護者の大変さに共感するところからでないと会話が成り立たない。子育てを一緒にしていきましょうというところが実情ではないか。受け手側にやさしくなければ何事も成功しない。
- ・条例の性格からいって、行政の責務とあとは責務を持たないけども努力する義務があるというくくりで役割とするのでいいのではないか。

(3) 「条例の名称」について

- ・「子育て王国とっとり条例」はわかりやすくてよいのではないか。これに変わるものはないのではないか。
- ・子どもを中心に置くという精神は忘れることなく、懇話会としては仮称の名称どおりとするということでどうか。

(4) その他

- ・重点的に取り組む施策（1）ウに「保育士及び幼稚園教諭の支援体制の構築」とあるが、今後認定こども園には保育教諭もできるし、今現在でも保育園には栄養士や看護士などその他の職種の方も働いているので、保育士及び幼稚園教諭「等」を入れてはどうか。
- ・重点的に取り組む施策（1）カに「自他の命を大切にする心を育成する学校教育」とあるが、保育指針と教育要領は同じ内容になっており、認定こども園や保育所でも、特に人権教育などは0歳から教育が地域ではなされているので、ここだけとりあげて学校教育を行うということではなく、もう少し広い視野で文言を変えて、幼い頃からそういうことを育むということにしてはどうか。

5 いただいた意見を踏まえ修正を加えた条例原案

- ・子育て王国とっとり条例（仮称）原案 別添②を参照
- ・子育て王国とっとり条例（仮称）案の新旧対照表
- ・子育て王国とっとり条例（仮称）の概要

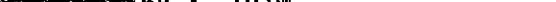
6 今後の検討スケジュール（予定）

- | | |
|------|------------------------|
| 1月上旬 | 第5回懇話会（条例（成案）に対する意見交換） |
| 2月議会 | 条例案（議案）提出 |

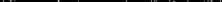
別添①

平成25年度第6回県政参画電子アンケート 『子育て王国とつどりに関するアンケート』調査結果

(問1)県では、平成22年9月に、“子育てるなら鳥取県”と呼ばれる地域を目指し、「子育て王国鳥取県」の建国を宣言しています。あなたは、「子育て王国鳥取県」を宣言していることを知っていますか。

- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 知っている |  272 人 79.5% |
| 2 知らない |  68 人 19.9% |

(問2)県では、子育て王国鳥取県を実現させるため「子育て王国とっとりプラン」と呼ぶ5か年計画(平成22~26年度)を作成し、施策の実施に取り組んでいます。あなたは、「子育て王国とっとりプラン」があることを知っていますか。

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 知っている |  92 人 26.9% |
| 2 知らない |  249 人 72.8% |

(問3)鳥取県の子育て環境の良いところを選んでください。【複数回答可】

- | | | |
|----------------------|--|-------------|
| 1 自然環境に恵まれている | | 298 人 87.1% |
| 2 住宅が取得しやすい | | 82 人 24% |
| 3 保健医療が充実している | | 90 人 26.3% |
| 4 親や親族の支援が受けやすい | | 87 人 25.4% |
| 5 子育て支援サービスが充実している | | 75 人 21.9% |
| 6 教育環境が良い | | 56 人 16.4% |
| 7 保育料が安い | | 31 人 9.1% |
| 8 子どもの医療費が安い | | 94 人 27.5% |
| 9 地域のつながりが強い | | 79 人 23.1% |
| 10 治安が維持され、安心して生活できる | | 156 人 45.6% |
| 11 その他 | | 14 人 4.1% |

(問4)鳥取県の子育て環境の悪いところを選んでください。【複数回答可】

- | | | |
|--------------------------|-------------|-------------|
| 1 地元で希望する職業に就けない、就職先が少ない | ███████████ | 251 人 73.4% |
| 2 経済状況が悪い | ███████████ | 196 人 57.3% |
| 3 子連れで遊びに行く娯楽施設が少ない | ███████████ | 173 人 50.6% |
| 4 車がないと移動が不便 | ███████████ | 263 人 76.9% |
| 5 保育所に入所しづらい | ███████ | 38 人 11.1% |
| 6 会社の子育て支援施策が不十分 | ███████████ | 114 人 33.3% |
| 7 子育て支援サービスが不十分 | ███████ | 53 人 15.5% |
| 8 教育環境が充実していない | ███████ | 58 人 17% |
| 9 保育料が高い | ███████ | 77 人 22.5% |
| 10 子どもの医療費が高い | ███████ | 27 人 7.9% |
| 11 その他 | ███████ | 21 人 6.1% |

(問5)少子化対策として、今後充実して欲しい子育て支援策について、次の中から当てはまるものを選んでください。【最大5つまで選択可】

- | | | |
|----------------------------------|-------------|-------------|
| 1 若者の就労支援 | ███████████ | 165 人 48.2% |
| 2 妊娠・出産しても働き続けられる職場環境の整備 | ███████████ | 158 人 46.2% |
| 3 仕事と家庭生活の調和のとれた働き方の実現に向けた職場環境整備 | ███████████ | 147 人 43% |
| 4 育児休業制度等についての取組の推進 | ███████ | 62 人 18.1% |

5 育児休業取得後の復職保障(身分・給与・待遇など)	■■■■■	84人 24.6%
6 妊娠・出産により離職した者の再就職等を促進する取組の推進	■■■■■	97人 28.4%
7 小児医療費助成	■■■■■	69人 20.2%
8 放課後児童クラブ等の放課後支援(時間・受入年齢など)	■■■■■	97人 28.4%
9 進学のための奨学金	■■■■■	65人 19%
10 保育所の定員増など保育環境	■■■■■	26人 7.6%
11 保育料の軽減	■■■■■	80人 23.4%
12 一時保育、休日保育	■■■■■	57人 16.7%
13 病児・病後児施設	■■■■■	48人 14%
14 予防接種(任意接種)の助成	■■■■■	48人 14%
15 不妊治療への支援	■■■■■	34人 9.9%
16 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制	■■■■■	26人 7.6%
17 子育て応援ハスポート事業	■■■■■	28人 8.2%
18 子どもが遊び場所(屋内・屋外)の整備	■■■■■	85人 24.9%
19 子育て支援センターの整備及び機能(土日開所等)	■■■■■	35人 10.2%
20 その他	■■■■■	22人 6.4%

(問6)現在検討している「子育て王国とつり条例(仮称)」では、最も子育てしやすい環境を整備するための基本方針を定め、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の役割を明らかにするとともに、協働して重点的に取り組む施策を定めようと考えています。なお、この条例は、県民の皆様に対する何らかの規制を設けるものではありません。条例化することにより、子育て環境の整備を確実に進めるための法的根拠としたいと考えています。あなたは、条例化することについてどう思われますか。

- 1 条例化の効果
を期待して賛成する
156人 45.6%
- 2 条例化に賛成する
61人 17.8%
- 3 特に反対はしない
95人 27.8%
- 4 条例化の必要はない
8人 2.3%
- 5 わからない
20人 5.8%

(問7)現在検討している「子育て王国とつり条例(仮称)」では、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の役割分担と協働が重要と考えています。あなたは、これから子育て環境を改善するためには誰に期待をしますか。【複数回答可】

- 1 県 199人 58.2%
- 2 市町村 227人 66.4%
- 3 保護者 90人 26.3%
- 4 子育て支援団体 79人 23.1%
- 5 県民 74人 21.6%
- 6 事業主 148人 43.3%

(問8)現在検討している「子育て王国とつとり条例(仮称)」では、重点的に取り組む施策として次の5つ項目(取組内容は下記リンク2ページ目参照)を挙げています。あなたは、これから子育て環境を改善するためには、この5つの項目の中でどの項目が重要と考えられますか。【複数回答可】

- | | |
|--------------------------------------------|-------------|
| 1 安心に満ちた子育てと豊かな子ども
の学びを支援する
施策 | 185 人 54.1% |
| 2 希望のかなう結婚、妊娠及び出産
を支援する施策 | 65 人 19% |
| 3 きずなを強く地域みんなで取り組む子育てを支援す
る施策 | 85 人 24.9% |
| 4 生き生きとした職業生活と家庭生
活との両立を支援す
る施策 | 182 人 53.2% |
| 5 特に支援が必
要な子ども・家庭の
健やかな生活を支
援する施策 | 91 人 26.6% |

別添②

子育て王国とっとり条例（仮称）【原案】

平成25年11月26日現在

子どもは、私たちの郷土の希望であり、未来を創るかけがえのない宝である。私たちは、私たちの郷土を、誰もが安心して子どもを生み、育てる喜びを実感し、子どもの笑顔と幸福があふれ、そこに住むすべての人が幸せに生活できる地域としたいと考える。

近年、核家族化、少子化、過疎化の進行などにより、家族の形の多様化、家族や地域による子どもの成長を支え、教育する力の低下が見られる等子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で一丸となって取り組むべきである。

鳥取県では、これまで、子育て支援、少子化対策等の様々な施策に取り組んできた。加えて、自然豊かで住民のきずなが強い環境を有している。これを子育てに生かし、さらに子育てしやすい鳥取県に発展させ、やがて風土として、我が郷土の住み良さとして、世代を超えて受け継がれていくことを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、最も子育てしやすい環境を整備するため子育て支援についての基本方針を定め、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務及び役割を明らかにするとともに、協働して重点的に取り組む施策を定め、もって誰もが安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会である子育て王国鳥取県を実現することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 2 この条例において「子育て支援」とは、少子化対策その他の出産に関する支援、全ての子どもの健やかな成長のための適切な環境を等しく確保することその他の子育てに関する支援その他の国、県若しくは市町村、又は地域における子育て等の支援を行う者が実施する子ども及び子育てに関するあらゆる支援をいう。
- 3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 4 この条例において「子育て支援団体」とは、子育て支援を行う社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の子育て支援を行う団体をいう。

（基本方針）

- 第3条 子育て支援は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。
- (1) 子どもは次代の社会を担う宝であるという認識の下、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が、状況に応じ必要とされる最善の支援を受けられることを旨とすること。
- (2) 家庭、学校、職場、地域社会等において、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の適切な役割分担及び協働の下に取組を推進すること。
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。
- (4) 自然環境、地域の歴史、伝統文化等の豊かさ並びに人と人との結びつきの強さ及びまとまりの良さをはじめとする各地域の特性を十分に活かすこと。

（県の責務）

- 第4条 県は、第3条の基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援について重点的に取り組む施策等の実施のための指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。
- 2 県は、専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた対応が必要な施策などを実施することとし、その際、市町

村、保護者、子育て支援団体及び事業主と相互に連携して推進するよう努めるものとする。

- 3 県は、市町村が行う子育て支援に係る施策が的確かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子育て支援に取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。
- 4 県は、市町村、保護者、子育て支援団体及び事業主のそれぞれの特性を生かした、相互の連携した活動が促進されるよう環境整備と調整に努めるものとする。
- 5 県は、子育て支援の重要性及び基本方針に対する県民の理解を深めるとともに、県民の子育て支援への協力及び参加が促進されるよう努めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本方針を尊重し、子育て支援において重要な役割を担う機関として、子育て支援に取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、必要かつ適切な保育及び教育が提供できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、地域の実情を把握し、地域の特性を生かし、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携して総合的かつ計画的に子育て支援に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本方針を理解し、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを深い愛情を持って大切に育て、子どもに生きる力を身につけさせるとともに、健やかで心身の調和のとれた発達となるよう努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの成長のため、必要に応じ、県、市町村、子育て支援団体、県民及び事業主の協力を得ながら、それぞれの子どもに応じた援助を与えるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、基本方針を理解し、子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、自ら行う子育て支援を積極的に行うよう努めるとともに、その活動を通じて、県民及び事業主の子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主（以下この項において「県等」という。）との連携に努め、県等が行う子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本方針を理解し、子どもの成長及び子育てに関心を高め、地域における子どもを見守る活動その他の子育て支援に協力し、子育てにやさしい地域となるよう努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、基本方針を理解し、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、希望するすべての女性が安心して出産でき、男女ともに子育てしやすい職場づくりのため、職場の慣行、雰囲気その他の職場に起因する事情により出産や子育てを支援する制度の活用が妨げられないよう、労働者の意識を啓発し、相互理解の促進に特に配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業主は、地域における子育て支援が推進されるよう、自治体その他の者との連携に努め、自治体その他の者が行う子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(子育て施策等の推進)

第10条 県及び市町村は、基本方針に留意し、それぞれの責務及び役割に応じ、相互に連携及び協力して、別表に掲げる施策をはじめ必要な施策を積極的に推進するものとし、県は、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主にこれらの取組を促すとともに、支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携しながら、子育て支援に係る施策を総合的に推進するため、推進体制の整備に努めるものとする。

(子育て王国とつとり会議（仮称）)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とつとり会議（仮称）（以下「子育て王国会議」という。）を設置する。

- (1) 子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第5項に規定する事項の調査審議に関する事務

(財政上の措置)

第13条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、国及び市町村と連携し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(雑則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の別表1に次を加える。

名称	調査審議する事項
子育て王国とつとり会議 (仮称)	子育て王国とつとり条例（仮称）（平成26年鳥取県条例●号）第12条に規定する事項

別表

区分	施策
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援するもの	1 保育所及び認定こども園における保育、幼稚園での預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、保護者の多様な需要に対応し、待機児童を出さないよう、提供できる保育の量を確保する施策 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域で子育てを支援する施策 3 保育士及び幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施その他の保育及び幼児教育の質を確保する施策 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、発達段階に応じた基本的な知識、技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させる施策 5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を支援する施策 6 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させる施策

	<p>7 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における安全の確保並びに施設及び設備の整備並びに保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図る施策</p> <p>8 保育所、幼稚園及び認定こども園の保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減する施策</p> <p>9 森、海、川、野山、里山、畑、都市公園等で行われる自然体験活動を基軸にした幼児教育、保育事業を支援する施策</p>
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援するもの	<p>1 結婚を望む者が、自らが望む形で結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援する施策</p> <p>2 妊娠、出産及び不妊に関する情報提供、相談体制の充実、不妊治療への助成その他の安心して子どもを生む環境の整備を図る施策</p> <p>3 妊婦及び新生児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成その他の安全かつ安心な妊娠、出産及び成長ができる保健及び医療環境の整備を図る施策</p> <p>4 児童及び生徒に対し、命の大切さを踏まえ、性、妊娠及び出産に関する正しい知識その他の親になるために必要な教育を推進する施策</p>
きずなを強く地域みんなで取り組む子育てを支援するもの	<p>1 極めて積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等の、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る施策</p> <p>2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の子育て支援を行う団体及び個人の活動活性化及び地域の支えあい活動の広がりを図る施策</p> <p>3 子どもが多様な世代と交流しながら行う遊び、伝統芸能その他の子どもが地域で活動する場を提供する施策</p> <p>4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、地域ぐるみで取り組む子育て運動その他の家庭及び地域の教育力の向上を図る施策</p> <p>5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援し、又は促進する施策</p> <p>6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の企業等の子育て支援の取組を促進する施策</p>
安心して子育てできるための職業生活と家庭生活との両立を支援するもの	<p>1 県民の一人ひとりが、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進する施策</p> <p>2 職場における育児休業の取得及び取得後の復職時支援、子育てのための勤務時間の短縮等働き方の多様な選択肢の提供、男性の働き方についての見直し及び意識改革、長時間労働の抑制及び休暇等が取得しやすい職場風土づくりその他の安心して子育てができる就労環境の整備を図る施策</p>
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援するもの	<p>1 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立を促進するための支援又は援助を行う施策</p> <p>2 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待を防止するための施策</p> <p>3 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援その他のひとり親家庭の自立を支援する施策</p> <p>4 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう人生の段階に応じた支援並びに障がい児に対する理解及び関心を深める施策</p> <p>5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して支援を行う機関が連携する体制を強化する施策</p>

子育て王国とつとり条例（仮称）案の新旧対照表

新（原案）H25.11.26現在	旧（バブコ前）H25.10.7現在
<p>子どもは、私たちの郷土の希望であり、未来を創るかけがえのない宝である。私たちは、私たちの郷土を、誰もが安心して子どもを生み、育てる喜びを実感し、子どもの笑顔と幸福があふれ、そこに住むすべての人人が幸せに生活できる地域があることを願っています。</p> <p>近年、核家族化、少子化、過疎化の進行などにより、家族の形の多様化、家族や地域による子どもの成長を支援、教育する力の低下が見られる等子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることばかり、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、つながることよりもっとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で一丸となって取り組むべきことである。</p> <p>鳥取県では、これまで、子育て支援、少子化対策等の様々な施策に取り組んできた。自然豊かで住民のきずなが強い環境を有している。これを子育てに生かし、さらに子育てしやすい鳥取県に発展させ、やがて風土として、我が郷土の住み良さとして、世代を超えて受け継がれていくことを目指し、この条例を制定する。</p>	<p>○子どもは、私たちの郷土の希望であり、未来を創るかけがえのない宝である。</p> <p>○私たちは、私たちの郷土が、誰もが安心して子どもを生み、育てる喜びを実感し、子どもの笑顔と幸福があふれる地域であり、そこに住むすべての人人が幸せに生活できる地域であることを願っています。</p> <p>○子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることばかり、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で一丸となって取り組むべきことである。</p> <p>○近年、核家族化、少子化、過疎化の進行などにより、家族や地域による子どもの成長を支え、教育する力の低下が見られる等子どもの成長に関する環境が大きく変化している。</p> <p>○鳥取県では、平成22年9月に子育て王国鳥取県の建国を宣言し、子育て支援、少子化対策等の様々な施策に取り組んできただとこどもあるが、これまでの成果を基礎として、さらに子育てしやすい鳥取県に発展させることが必要である。</p> <p>○全ての県民が、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることの重要性を理解し、それが協働しながら、各々の役割を果たしていくことが重要である。</p> <p>○家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う者の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる鳥取県を創っていくなければならない。</p> <p>○鳥取県は、自然豊かで住民のきずなが強い環境を有している。これを子育てに活かしやがて風土として、我が郷土の住み良さとして、親から子へ、子から孫へと世代を超えて受け継がれていくことを目指し、この条例を制定する。</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境を取り巻く環境の変化に鑑み、最も子育てしやすい環境を整備するため子育て支援についての基本方針を定め、県、市町村、保護者、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務及び役割を明らかにするとともに、協働して重点的に取り組む施策を定め、もつて誰もが安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会である子育て王国鳥取県を実現することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、最も子育てしやすい環境を整備するための基本方針を定め、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の役割を明らかにするとともに、協働して重点的に取り組む施策を定め、もつて誰もが安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会である子育て王国鳥取県を実現することを目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「子育て支援」とは、少子化対策その他の出産に関する支援、全て2 同左</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 同左</p>

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。	3 同左	4 この条例において「子育て支援団体」とは、子育て支援を行う社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の子育て支援を行う団体をいう。	4 同左	5 同左	
(基本方針)	(基本方針)	(基本方針)	(基本方針)	(県の責務)	(市町村の責務)
第3条 子育て支援は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。 (1) 子どもは次代の社会を担う宝であるという認識の下、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が、状況に応じ必要とされることを旨とする最善の支援を受けられること。 (2) 家庭、学校、職場、地域社会等において、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の適切な役割分担及び協働の下に取組を推進すること。 (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。 (4) 自然環境、地域の歴史、伝統文化等の豊かさ並びに人と人との結びつきの強さ及びまとまりの良さをはじめとする各地域の特性を十分に活かすこと。	第3条 子育て支援は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。 (1) 子育て支援は、子どもは次代の社会を担う宝であるという認識の下、状況に応じ必要とされるすべての子ども及び子どもを生み、育てる者が最高の支援を受けることができるようにして推進されなければならない。 (2) 子育て支援は、家庭、学校、職場、地域社会等において、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の適切な役割分担及び協働の下に推進されなければならない。 (3) 子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して推進されなければならない。 (4) 子育て支援は、自然環境、地域の歴史、伝統文化等の豊かさ並びに人と人との結びつきの強さ及びまとまりの良さをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。	第4条 県は、3の基本方針（以下「基本方針」という。）にのつとり、子育て支援について重点的に取り組む施策等の実施のための指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。 2 県は、専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた対応が必要な施策などを実施するに当たっては、市町村、保護者、子育て支援団体及び事業主と相互に連携を図りながら協働して推進するよう努めるものとする。 3 県は、市町村が行う子育て支援に係る施策が的確かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子育て支援に取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。 4 県は、市町村、保護者、子育て支援団体及び事業主のそれぞれの特性を生かした、相互の連携した活動が促進されるよう環境整備と調整に努めるものとする。 5 県は、子育て支援の重要性及び基本方針に対する県民の理解を深めるとともに、県民の子育て支援への協力及び参加が促進されるよう努めるものとする。	第5条 市町村は、基本方針を尊重し、子育て支援において重要な役割を担う機関として、基本方針を尊重し、子育て支援に取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、必要かつ適切な保育及び教育が提供できる体制を確保するよう努めるものとする。		

2 市町村は、地域の特性を把握し、地域の特徴を生かし、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携して総合的かつ計画的に子育て支援に取り組むものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本方針を理解し、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを深い愛情を持って大切に育て、子どもに生きる力を身につけるとともに、健やかで心身の調和のとれた発達となるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもの成長のため、必要に応じ、県、市町村、子育て支援団体、県民及び事業主の協力を得ながら、それぞれの子どもに応じた援助を与えるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、基本方針を理解し、子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、自ら行う子育て支援を行うよう努めるとともに、その活動を通じて、県民及び事業主の子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主（以下この項において「県等」という。）との連携に努め、県等が行う子育て支援に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本方針を理解し、子どもの成長及び子育てに関心を高め、地域における子どもを見守る活動その他の子育て支援に協力し、子育てにやさしい地域となるよう努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、基本方針を理解し、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようになるために必要な雇用環境の整備に努めるため、希望するすべての女性が安心して出産でき、男女ともに子育てしやすい職場づくりのため、職場の慣行、雰囲気その他の職場に起因する事情により出産や子育てを支援する制度の活用を妨げられないよう、労働者の意識を啓発し、相互理解の促進に配慮するよう努めるものとする。

2 事業主は、地域における子育て支援を推進されるよう、自治体その他の者との連携に努め、自治体その他の者が行う子育て支援に協力する取組に協力するよう努めるものとする。

(子育て施策等の推進)

第10条 県及び市町村は、基本方針に留意し、それぞれの責務及び役割に応じ、相互に連携及び協力して、別表に掲げる施策をはじめ必要な施策を積極的に推進するものとし、県は、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主にこれらの取組を促すとともに、支援を行うもの

2 市町村は、自らが施策を講ずるに当たつては、地域の実情を把握し、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携して総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、子どもを深い愛情を持つて大切に育て、基本方針を理解し、子どもに生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、健やかで心身の調和のとれた発達となるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもの成長のため、家庭がその責任を果たすことができるよう必要な援助を与えるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 同左

2 子育て支援団体は、県が行う子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもの成長及び子育てに関心を高め、子育て支援の重要性及び基本方針を理解し、地域で子どもを見守る活動その他の子育て支援に協力するよう努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、その事業の伸展を目指すなかで、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようになるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、基本方針を理解し、自治体その他の者が行う施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業主は、子育てしやすい職場づくりのために、職場の慣行、雰囲気その他の職場に起因する意識に起因する事情により子育てを支援する制度の活用が妨げられないよう、労働者の意識を啓発し、相互理解の促進に特に配慮するよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第10条 県及び市町村は、基本方針にのつとり、それぞれの責務及び役割に応じ、相互に連携及び協力して、別表に掲げる施策をはじめ必要な施策を積極的に推進するものとし、県は、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主にこれらの取組を促すとともに、支援を行うもの

に、支援を行うものとする。

する。

(1) 次に掲げる安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策

ア 保育所及び認定こども園における保育、幼稚園での預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、保護者の多様な需要に対応し、待機児童を出さないよう、提供できる保育の量を確保する施策

イ 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域で子育てを支援する施策

ウ 保育士及び幼稚園教員を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施その他保育及び幼稚園教育の質を確保する施策

エ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、発達段階に応じた基本的な知識、技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成できるよう学校教育を充実させる施策

オ 子どもの体力向上及び健やかに体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を支援する施策

カ 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における安全の確保並びに施設及び設備の整備並びに保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図る施策

キ 保育所、幼稚園及び認定こども園の保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減する施策

(2) 次に掲げる希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援することができるよう、出会い系から結婚に至るまでを支援する施策

イ 妊娠、出産及び不妊に関する情報提供、相談体制の充実その他の安心して子どもを生む環境の整備を図る施策

ウ 妊婦及び新生児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成その他の安全かつ安心な妊娠、出産及び成長ができる保健及び医療環境の整備を図る施策

エ 児童及び生徒に対し、命の大切さ、性に関する正しい知識その他の親になるために必要な教育を推進する施策

(3) 次に掲げるきずなを強く地域みんなで取り組む子育てを支援する施策

ア 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等の、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る施策

イ 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の子育て支援を行なう団体及び個人の活動活性化及び地域の支えあい活動の広がりを図る施策

ウ 子どもが多様な世代と交流しながら遊ぶ遊び、伝統芸能その他の子育てで活動する場を提供する

エ 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、地域ぐるみで取り組む子育て運動その他の家庭及び地域の教育力の向上を図る施策

オ 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情、知識及び好奇心を育む子どもの読書の推進の取組を支援し、又は促進する施策

カ 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の企業等の子育て支援の取

<p>組を促進する施策</p> <p>(4) 次に掲げる生きとした職業生活と家庭生活との両立を支援する施策</p> <p>ア 県民の一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら動き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進する施策</p> <p>イ 職場における育児休業の取得及び取得後の復職持支援、子育てのための勤務時間の短縮等働き方の多様な選択肢の提供、男性の働き方にについての見直し及び意識改革、長時間労働の抑制及び休暇等が取得しやすい職場風土づくりその他の安心して子育てができる就労環境の整備を図る施策</p> <p>(5) 次に掲げる特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p> <p>ア 保護者がいない又は保護者に養育させることが適當でないと認められる子ども・社会的自立を促進するための支援又は援助を行う施策</p> <p>イ 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の見童事件を防止するための施策</p> <p>ウ ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援その他のひとり親家庭の自立を支援する施策</p> <p>エ 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう人生の段階に応じた支援並びに障がい児に対する理解及び関心を深める施策</p> <p>オ 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して支援を行う機関が連携する体制を強化する施策</p>	<p>(推進体制の整備)</p> <p>第11条 同左</p> <p>第12条 同左</p> <p>(子育て王国とっとり会議 (仮称))</p> <p>第11条 県は、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携しながら、子育て支援に係る施策を総合的に推進するため、推進体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(推進体制の整備)</p> <p>第11条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議 (仮称) (以下「子育て王国会議」という。) を設置する。</p> <p>(1) 子育て支援に関する事務</p> <p>施設状況の調査審議に関する事務</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第62条第5項に規定する事項の調査審議に関する事務</p> <p>2 子育て王国会議は、委員25名以内で組織する。</p> <p>3 委員は、子どもの保護者、地域における子育て等の支援を行う者、子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関する者の中から、知事が任命する。</p> <p>4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。委員は再任されることができる。</p> <p>5 子育て王国会議の会長は、委員の互選によってこれを定め、会務を総理する。会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6 子育て王国会議の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。子育て王国会議は、委</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 子育て王国議には、専門事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。専門委員は、当該専門の事項に関する者の中から、知事が任命する。
- 8 子育て王国議は、その定めるところにより、部会を開くことができる。部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(財政上の措置)

第13条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、国及び市町村と連携し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(維則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の別表1に次を加える。

調査審議する事項	
名称	子育て王国どっとり条例（仮称）（平成26年鳥取県条例●号）
子育て王国どっとり会議（仮称）	第12条に規定する事項

別表

区分	施策
安心に満ちた子育てと豊かな子な子などを支えるもの	1 保育所及び認定こども園における保育、幼稚園での預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、保護者の多様な需要に対応し、待機児童を出さないよう、提供できる保育の量を確保する施策 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域で子育てを支援する施策 3 保育士及び幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施その他の保育及び幼児教育の質を確保する施策 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、発達段階に応じた基本的な知識、

技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させる施策	5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を支援する施策	6 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させる施策	7 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における安全の確保並びに施設及び設備の整備並びに保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図る施策	8 保育所、幼稚園及び認定こども園の保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減する施策
希望のかなう 結婚、妊娠及び出産を支援するもの	9 森、海、川、野山、里山、畑、都市公園等で行われる自然体験活動を基軸とした幼児教育、保育事業を支援する施策	1 結婚を望む者が、自らが望む形で結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援する施策 2 妊娠、出産及び不妊に関する情報提供、相談体制の充実、不妊治療への助成その他の安心して子どもを生む環境の整備をする施策	3 妊婦及び新生児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成その他の安全かつ安心な妊娠、出産及び成長ができる保健及び医療環境の整備を図る施策	1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等の、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る施策 2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の子育て支援を行う団体及び個人の活動活性化及び地域の支えあい活動の広がりを図る施策 3 子どもが多様な世代と交流しながら行う遊び、伝統芸能その他の子どもが地域で活動する場を提供する施策 4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、地域ぐるみで取り組む子育て運動その他の家庭及び地域の教育力の向上を図る施策 5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援し、又は促進する施策 6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の企業等の子育て支援の取組を促進する施策
安心して子育	1 県民の一人ひとりが、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任			

てできるために職業生活との家庭生活を支援するもの	方が実現できる社会を推進する施策
	2 職場における育児休業の取得及び取得後の復職時支援、子育てのための勤務時間の短縮等働き方の多様な選択肢の提供、男性の働き方にについての見直し及び意識改革、長時間労働の抑制及び休暇等が取得しやすい職場風土づくりその他の安心して子育てができる就労環境の整備を図る施策
特に支援が必要な子ども・要な家庭やかな生活をするもの	1 保護者がいない又は保護者に養育させることができないと認められる子どもの社会的自立を促進するための支援又は援助を行う施策
	2 小児虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待を防止するための施策 3 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援その他のひとり親家庭の自立を支援する施策 4 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう人生の段階に応じた支援並びに障がい児に対する理解及び関心を深める施策 5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して支援を行なう機関が連携する体制を強化する施策

子育て王国とつり条例(仮称)の概要

条例案定への経緯

- 鳥取県では、平成22年3月の「子育て王国とつりプラン」の策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国以来、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできました。
- 平成25年3月27日、国立社会保障・人口問題研究所が2040年(平成52年)の都道府県別推計人口を発表し、鳥取県の人口が44万人(2010年比マイナス25.1%)まで減少し、特に0~14歳の人口は、4万6千人(2010年比マイナス40.8%)まで減少すると推計されており、更なる少子化という社会的危惧が明らかになつた。
- 平成25年4月9日、志を同じくする10人の若手知事により「子育て同盟」を発足させるなど、子育て支援に関する気運が盛り上がっている。
- 平成27年4月から国の子ども・子育て支援新制度が本格実施される予定であり、その前に、鳥取県として子育て支援に一層取り組むという意志と基本的な考え方を県民へ表すことが重要である。
- 今こそ、少子化危機の突破を目指し、今までの子育て施策の成果を基礎として、行政、事業主、県民等が一体となり、さらに子育てしやすい鳥取県に発展していくための重点施策や計画的かつ総合的に実施するための枠組を定める「子育て王国とつり条例(仮称)」を制定する。

新条例の骨子

- 「子育て王国とつりプラン」の計画期間(H22~26)中途であるが、子ども・子育てへの関心が高まっている今、プランの考え方を継承しつつ、子育て王国とつりをさらに発展させるため、県としての基本的な考え方を示すこととする。
- 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の役割を明らかにし、協働して、誰もが安心して子どもを生み、育てるこ ciòができる地域社会の実現を目指すこととする。
- 具体的な施策に取り組むよう、5つの柱立てにより「推進していく施策」を定める。
- 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため「子育て王国とつり会議(仮称)」を設置する。

新条例の検討スケジュール(予定)

- 9月10日 第1回懇話会(たたき合への意見出し)
- 10月4日 素案作成
- 10月8日 第2回懇話会<書面会議>
- 10月10日~10月27日 パブリックコメント募集
- 10月12日、14日 タウンミーティング
- 10月25日~11月5日 県政参画電子アンケート
- 10月16日、17日 市町村との意見交換会
- 10月18日~30日 商工会議所等を訪問説明
- 11月7日 第3回懇話会(条例素案に寄せられた意見の検討)
- 11月下旬 第4回懇話会(条例(原案)の確認)<書面会議>
- 1月上旬 第5回懇話会(条例(最終案)の確認)
- 2月議会 条例案(議案)提出

新条例の検討スケジュール(予定)

- 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務・役割の内容と、重点的に取り組む施策を、県民の総意として、法規範となる条例で定めることにより、子育て環境の整備をより着実に進めることとする。
- 推進していく施策(方向性)について、プランでは7つの柱立てにしていたが、施策の開運性などを再整理して5つの柱立てとする。
- プランで記載していた「目標指標」などは、条例制定後に、毎年度作成する「行動指針」で定めるとともに、毎年度の施策事業を明らかにして進行管理と検討を行う。
- 県の執行体制によらず、鳥取県の普遍的な方向として、子育て支援、少子化対策に取り組んでいくということを県民に明示することができる。

- 10月16日、17日 市町村との意見交換会
- 10月18日~30日 商工会議所等を訪問説明
- 11月7日 第3回懇話会(条例素案に寄せられた意見の検討)
- 11月下旬 第4回懇話会(条例(原案)の確認)<書面会議>
- 1月上旬 第5回懇話会(条例(最終案)の確認)
- 2月議会 条例案(議案)提出

子育て王国とつどり条例(仮称)の構成

H25.11.26現在

これまでの取組

- 子育て王国とつどりプランの制定
(H22.3)
- 子育て王国鳥取県の建国（H22.9）
- 様々な子育て支援、少子化対策

今こそ、子育て支援

- 子育て支援の議論の盛り上がり
- 2040年の県人口推計→44万人

-26-

条例の目的

- ・すべての子ども、子どもを生み・育てる者が最善の支援を受けられること
- ・適切な役割分担と協働の下に推進
- ・個人の価値観を尊重しながら推進
- ・地域の特性を十分に活かして推進

基本方針

- ・すべての子ども、子どもを生み・育てる者が最善の支援を受けられること
- ・適切な役割分担と協働の下に推進
- ・個人の価値観を尊重しながら推進
- ・地域の特性を十分に活かして推進

子育て施策等の推進

1 安心に育ちた子育てと豊かな子どもの学びを支授するもの

- 1 行権児童を取り組む子育てを支援
- 2 地域子育て支援拠点など地域で子育てを支援
- 3 職員の研修など保育・幼児教育の質を確保
- 4 爽達段階に応じた基本的な知識等の習得などを充実
- 5 優やかな体づくり、地域文化・歴史等に親しむ取組
- 6 各他の命を大切にする心を育成する学校教育の充実
- 7 安全の確保、施設・設備の整備など保育・教育環境の改善
- 8 子育てに関する経済的負担の軽減
- 9 自然体験活動を基調とした幼児教育等の支援

・県の資源　・市町村の資源　・保護者の役割　・子育て支援団体の役割　・県民の役割　・事業主の役割

II 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援するもの

- 1 出会いから結婚に至るまでの支援
- 2 出産関連の情報提供など、安心して子どもを生む環境の整備
- 3 保健・医療体制など、安全な妊娠・出産の環境の整備
- 4 性等に関する正しい知識など親になるための教育の推進

IV 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活との両立を支援するもの

- 1 仕事、家庭、地域での充実した生き方の実現を推進
- 2 安心して子育てができる就労環境の整備

V 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援するもの

- 1 保護者がいないなどの子どもの社会的自立の支援
- 2 児童虐待を防止
- 3 ひとり親家庭の自立を支援
- 4 障がい児に対する支援と、理解と関心を深めるもの
- 5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもの支援

※子育て王国とつどり会議（仮称）を設置